

○法務省令第四十三号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）

第三条第二項第一号の規定に基づき、司法書士法
第三条第二項第一号の法人を定める省令を次のよ
うに定める。

平成十五年四月十七日

法務大臣 森山 眞弓

司法書士法第三条第二項第一号の法人を定
める省令

司法書士法第三条第二項第一号の法務省令で定
める法人は、同法第六十二条第一項に規定する日
本司法書士会連合会とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。